

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日時 平成26年2月5日(水)
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人青谷福祉会
 鳥取市青谷町善田 27-1
 3.実地・書面の別 実地検査
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>青谷こども学園で代理受領した施設利用者の児童手当について、代理受領後速やかに各施設利用者個人の預金口座に入金されず、一定期間経過後に各施設利用者個人の預金口座に入金されている。</p> <p>児童手当は、各施設利用者個人に帰属するものであるが、これを長期間、施設の預金口座に滞留させることは、施設が当該児童手当を一時的に流用可能な状態となることとなる。</p> <p>については、児童手当を施設が代理受領した際には、これを直ちに施設利用者の個人口座へ入金すること。</p>	
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>平成24年6月4日に購入した特殊浴槽(金額:6,751,500円)、及び平成24年6月21日購入した温冷配膳車(金額:1,704,150円)について、複数業者からの見積書は徴されているものの、入札が執り行われていない。</p> <p>本事案については、貴法人経理規定第62条に規定する「随意契約ができる合理的な理由」に該当しない。</p> <p>今後、同様の事案が発生した際には、貴法人経理規定第61条に定める指名競争入札を執り行うよう注意すること。</p>	